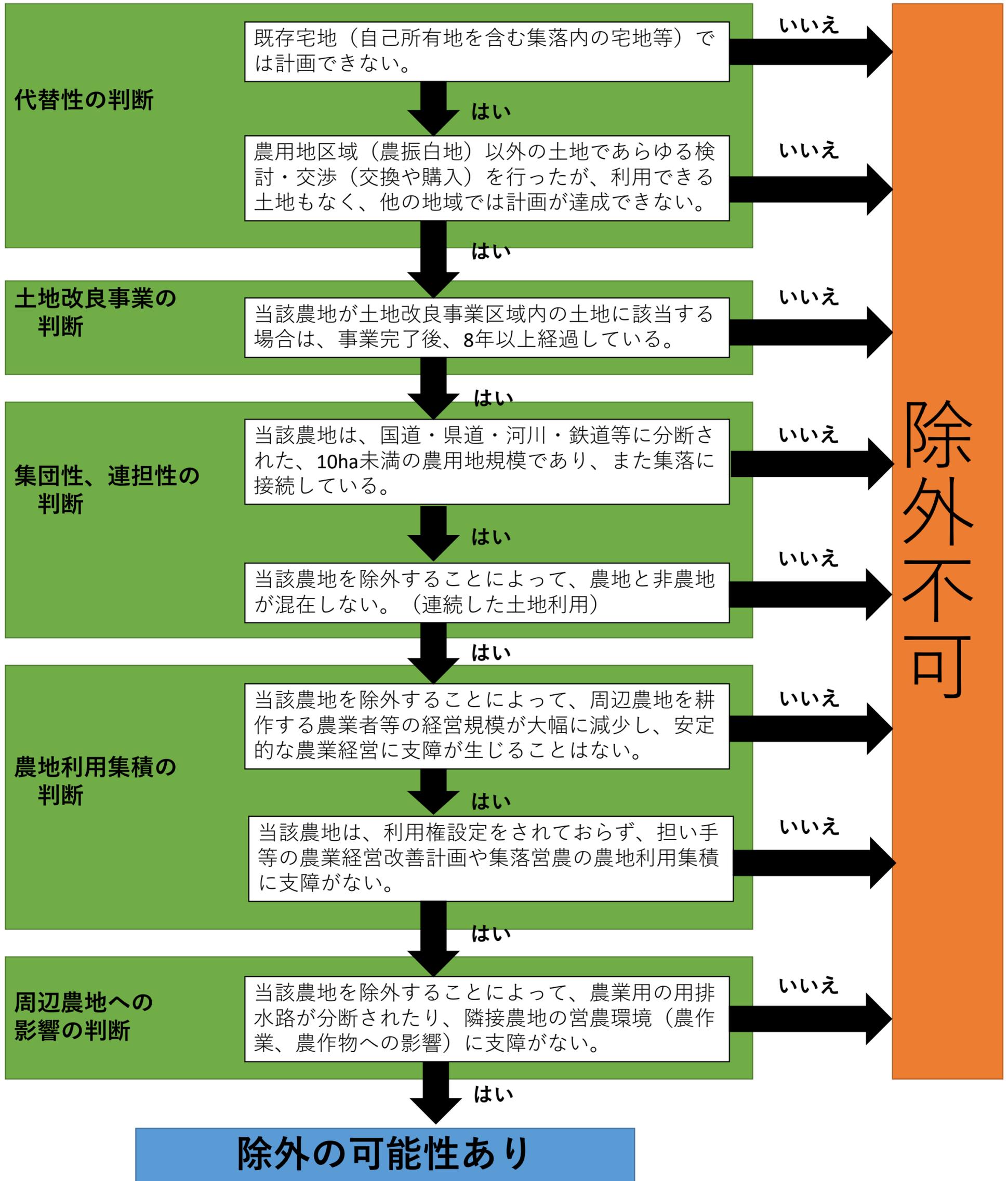


農振除外チェック表



農用区域からの除外は、次のすべての要件を満たす場合にのみ行うことができます。

- 農用区域以外に代替できる土地がないこと。
- 農用地の集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
- 農用区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 土地改良事業等の実施地区の場合は、事業実施後8年を経過している土地であること。
- 目的実現のため必要最小限な除外面積であること。
- 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 除外後、農地法による農地転用や建築基準法による建築確認等の他法令による許可が受けられると見込まれるものであること。